

## 第 37 回 宇部市廃棄物減量等推進審議会議事録

開催日時 平成19年6月29日（金）14：00～16：00  
開催場所 宇部市環境保全センター ごみ処理施設 3階 研修室  
出席委員 城田副会長 小川委員 西村委員 岸本委員 篠原委員 伊藤委員  
赤川委員 藏重委員 青木委員 村上恵子委員 原田委員  
羽根委員 石村委員 美澄委員 翁林委員 栗原委員 中村委員  
欠席委員 酒井会長 村上ひとみ委員 益田委員  
事務局 山下部長 坪次長 師井課長 吉松課長 田中課長 野村補佐  
室本補佐 中野補佐 大島補佐 野村係長 植野係長 木原 中村

### 1 辞令交付

### 2 環境部長あいさつ

### 3 宇部市廃棄物減量等推進審議会会長あいさつ

### 4 議 題

#### （1）報告事項

平成18年度のごみ処理実績等について

#### （2）審議事項

事業系ごみの減量化対策について（別紙1）

#### （3）その他

（配布資料）

資料1-1 平成19年度ごみ処理フロー図

1-2 ごみ排出量・リサイクル率

1-3 月・水・金の燃やせるごみ収集量の推移

1-4 「月・水・金の燃やせるごみ」の原単位の推移

1-5 平成18年度 ごみの成分及び種類組成（湿基準）

2-1 事業系ごみ対策

2-2 直接搬入可燃ごみの推移

副会長： 会長に代わりまして、議事を進行させていただきます。よろしく申し上げます。  
本日の議題についてですが、報告事項、審議事項それぞれ1件ずつ、報告事項については「平成18年度のごみ処理実績等について」、審議事項については「事業系ごみの減量化対策について」、その他の事項とあります。まず始めに、報告事項から入らせていただきます。「平成18年度のごみ処理実績等について」、これ

について事務局側からご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

**【事務局説明】 資料1-1～資料1-5に沿って平成18年度のごみ処理実績等について説明。**

副会長： ありがとうございます。ただ今、昨年度のごみ処理状況について詳しく説明があったところですが、委員の方からご質問、ご意見等お伺いしたいと思います。

委員： 4ページのグラフですが「月・水・金の燃やせるごみ」の原単位の推移で指定袋の導入後2年目の9月のところが極端に多いのはどうしてでしょうか。

事務局： 導入2年目の9月につきましては、台風18号の被害の影響と考えております。

委員： 分かりました。

委員： 資料の1-5ですが、サンプル調査をするときにはどれくらいの量を対象にしていますか。

事務局： サンプル量ということですが、分析するためにはどのようにして行うか決まっておりますので、その取り方にしたがって行っております。詳しくは調べて後ほどお答えします。

副会長： 今のご質問に関連しますけど成分を調べた成分のほうですが紙・布類が31.7%、木・竹・わら類が25.9%、厨芥類が20.1%。この種類を見ますと中身はリサイクルできる可能なものが含まれているのではないかと印象を受けます。実際サンプリングされて中身を調べた概要で結構ですので印象としていかがでしょうか。

事務局： ピットの中を見られてみると分かると思うのですが、ほとんど袋の中に入っていてどれが木か草か上からは見にくいところではありますが、上から見ると少し見える程度で分かりやすいのが段ボールで、後は草や木、厨芥類が混ざった状態ですので分けるのが難しいと思われまます。

副会長： ピットに入った状態で分けるのは困難と思いますが、紙にしても、食品類が付いているものに関しては、燃やす以外にないかもしれませんが、段ボールなど排出段階で区分けが可能なものがかなり入ってはいないかなとちょっと心配したわけです。そういった印象がありましたらご説明いただきたいと思います。他に何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委員： ごみ処理フロー図の中で古紙の新聞紙、雑誌、段ボールは、以前から自治会、子供会でいろいろ回収して資源を再利用という形で回収業者へ出していたのですが、今、業者の方が1年間の日程の中でその古紙とか取りに来るのが少し早いです。昔、出来た自治会は、第3日曜日に掃除や資源回収をします。その回収が、子供が少なくなって、子供がいなかったら自治会がするという形で応援を取っています。この間から私が見ている中で、やはり業者に出すことが多いです。子供会の集団回収の日より業者の回収が早いため、市民が子供会の集団回収に出さないうで業者に出すようになる。子供会も集団回収の収入で運営しておりますので、やはり考えないといけないな、この最近特に平成19年度になってひどくなったと思うので、どういう形で解決していったらいいのかという気がしております。

副会長： 基本的には、子供会育成の方向に市として動いてほしいと思うのですがこれにつ

いて、何か事務局でご説明できますか。

事務局： 集団回収は、子供会、自治会、婦人会など地域で取り組んでいただくもので、市としては、集団回収も資源再利用化事業としてリサイクルを推進するものとして奨励しておりますので、集団回収優先ということで資源回収の組合(業者)ともそういった共通認識なのですが、集団回収に出せなかったり、地域によっては、集団回収を行なっていなかったりする所もありますので、そういった時に、古紙類が燃やせるごみとして出されないように、古紙回収事業として別に市が行なっております。子供が少なくなったことで、現在は、集団回収も自治会で引き継いで取り組みをすところも増えてきております。また集団回収の日程についてはその自治会の中で周知徹底していただくことですが、個別にご相談がありましたらごみ減量推進課へご連絡いただけたらと思います。

委員： 全体が要するに業者の回収日が早い。だから業者回収日を遅くして自治会が早くしてそれで業者回収に出たならば業者が持って帰るならそれでいいと思うのですが。しかし、今、業者回収が早くみんな業者回収に出すんです。新聞や段ボールなどを。

事務局： 業者というのは、市が月1回の古紙の回収事業で委託していることのお話だと思いますが、逆にそれより1週間早い設定で集団回収を実施されるということで対応できれば、そのようにされてはいいかかと思えます。

委員： 回収業者ということで、資源リサイクル組合でステーション回収を行っております。各業者が今ちょっと早いと言われましたが、回収される業者の方が、それはですね、以前から問題があったのですが、朝早くから行っても夕方遅くまでかかります。おそらく最終持って帰るのが6時、7時というのがざらなのです。それ以降になることもあります。結局、各校区で範囲が広すぎるということでしょうね。業者の方も車両3、4台準備して人数もそれに合わせて努力しているのです。それと、最近実は資源リサイクル組合だけでなく、これはちょっと言いにくいのですが、古紙だけの問題ではなくて金属もすべて相場が高騰しています。そうすると今まで見向きもしなかった方たちが自称業者ということで、そういう方が手を出して先に行って取るといった問題も起きているようです。それで資源リサイクル組合としても大変苦慮しているところですが、今までは、相場がうんと悪いとき、この事業を始めて11年くらいですが当初はまったくマイナスで、マイナス覚悟で協力しましょうということで一生懸命行なってきましたが、この最近、上向いて特に中国関係で輸出が盛んになってこれもおそらくオリンピックや万博がなくなれば相場を下げてくるのでしょうけど、古紙だけでなく金属もそうです。金、銀をはじめ銅、鉄関係全て高騰しています。古紙も輸出で引き合いがあって今まで全然知らない者がちょっとおもしろそうだし、お金になりそうだしということで先に拝借していこうという方が見受けられます。それで業者も慌てて今まで苦労してきたのにということで、どっちにしても早く始めて遅くまでかかるということは間違いありません。

委員： 取りに来るのが早いとか遅いとかではないのです。要するに今まで昔から子供会がそれを集めて廃品でお金を、そのお金でいろいろな形で行事やっていたと、

それが、結局業者の1年間の青い表（市の古紙回収日程）で見ると、古紙の日が早いのです。古紙を回収する業者の方へみな各一般市民が出すわけです。地元の第3日曜の集団回収が待てずにそこに出すわけですね。子供会に出すところもありますけれどね。そういうのが今、非常に最近多くなったなど、先に出すから。子供会と自治会が集めているのだから本当は置いてほしいけど、自分のところや倉庫がいっぱいになるからみな出してしまう、そういう業者に持っていったらと。子供会で集めた回収業者には持っていったらもらいますけども。その「古紙の回収」の日程が変わらないかというご相談です。

事務局： 市が回収する日、資源ごみやプラスチック製容器包装等いろいろありますが、これについては、地域を分けて曜日も決まっております。その中で、おもに資源物については、火曜日、または木曜日に収集していますが、たとえば古紙の日と燃やせないごみの日になるべくぶつからないようにとか、プラスチック製容器包装も一緒に重ならないよう組んでおり、前の年に次の1年分の日程を組んで広報などで発表したり、各家庭にもお配りしております。限られた回収日の中、重ならないよう地域もダブらないようにしながら組んでおります。資源リサイクル組合にご協力いただいておりますが、市の収集日程と合わせながら古紙の回収日を設定します。その回収日は、前の年の11月にお配りするようにしておりますので、あらかじめ設定してある市の古紙の日を見ていただいて、それより集団回収を早い日程で組んでいただく対応をしていただけたらと思います。お願いします。

委員： 分かりました。

副会長： 容器包装リサイクル法が施行されるときに、行政が資源物回収に乗り出したわけですが、従来からあった子供会といった活動が阻害されるのではないかと一度試算をしたことがあります。子供会に対する、あるいは子供会に協力する業者に対する補助金を高くしてもコスト的には行政が集めたりするよりも安くなりました。そういうことがあって結局コストの問題や、タイミングもありますが、市民が子供会に協力することによって地域も潤うことを自覚すること、そういったことを理解していただくことを現状では考えていかなければならないだろうと思います。自治会を運営する方にとっては、かなり負担となっておりますが、今後、市としてもそういったことを考えてなるべく地域の活性化に誘導できるような方法を考えていただきたいと思います。

では、先ほどのサンプリングの説明は。

事務局： 先ほどのサンプリングの件ですが、焼却場で行いますが、よく攪拌された状態の可燃ごみを200kg程度クレーンでつかみます（よく混ざった状態）。その200kg程度のごみを場内のホッパーの上に上げます。それを縮分法で200kgのごみを10kg程度に縮分します。サンプリングして持って分析する量は10kgとなります。

副会長： 他にご意見、質問等がありますか。

委員： 荒ごみの日にごみステーションで立哨するのですが、市の指定業者と一般の何か分からない者との区別がつかない。それで指定業者はご面倒でも回収に来られる時、車体に市の指定だとはっきり分かるものを付けてもらいたい。最近、福岡ナ

ンバーの車が来ます。どうも日本人ではないようです。この間から2か月続けてきて、その車は扇風機からほとんど持って帰ります。扇風機などでも、銅線の部分しか持って帰らないのがおられます。持って行くのはいいけどきちっとやってもらわないと、みんなにきちんと出すように言っているわけだからと。それ以上は言えないのです。それからもう一つは、今、市の思っているごみ減量推進員の立哨だけでなく、各自治会では、班単位で毎月当番を出すようになっていきます。そうするとそういう車が来ても分かりません。それで市の指定業者ということを見ても分かるようなステッカーを付けていただきたい。素人が見てもこれは市の指定業者であるということが分かると、我々も対応の仕方があります。軽四で無料で取るという放送をする車があるが、出すとお金を取る。本当にリサイクルをしているのかどうか疑わしい。県の保健所との協議会に行ったのですが、美祢地区の方は、ああいうのが20台、30台出るとのことです。だから不法投棄であるけど個人が1つか2つ自分のものを捨てるのだったらそんなに20も30もあることはないというわけですね。そういうのは、とにかく集めてリサイクル料だけ市民から取って、疑いたくはないけどそういうのが不法投棄をするのではないかと。そういうのに繋がるのではないかとという気がするがどうだろうか、というご意見がありました。我々もそういうこともある程度日常感じているので、それも含めてもう一度行政とみなさんとの連携、一般市民が分かりやすい指定業者ということの目安になるといいのではないかと思います。

委員： 実は、先月の役員会で、ステッカーの数が足りなくなっていることが業者の方から情報がありましたので、ステッカーを新たに追加してこしらえようと組合で話をしたのですが、今の貴重なご意見をもとにもっと分かりやすい、はっきりしたものを視野に入れて再度検討したいと思います。それでよろしいでしょうか。

副会長： 事務局の方から何かご説明ございますか。

資源物の抜き取りは社会問題化しております。ある市町村では市の方がパトロールをしてそして警察に通報するなど強行手段を取っているところもあるようです。市の指定した回収業者であることを市民の方にも分かるような表示にする、そういったご相談を事務局にも受けていただきたいと思います。

それからそういった場面に遭遇した場合は、これについては、法律に反する部分が多いし、不許可の場合は不法投棄につながる恐れがあると推定できます。そういったことを防ぐための方策を事務局側に考えていただきたいと思います。他にありますか。

委員： 回収業者が市の指定業者であるというステッカーを貼ってあることすら知らなかったのですが、当番で出たりしますが収集車はその時に来ていなかったということもあるのかも知れませんが、まずその指定業者の方が表示をしていないとおかしいのですよということを知らせることも大切ではないかと思います。どなたがいらっしゃってもそれはいいのだという認識をしている市民の方も多いのかも知れませんが。業者の指定があるのは分かっている見分け、その表示がない場合にどう対応するのか大変難しいことです。トラブルが起こったらいやだということで黙認をする自治会もあるかも知れないですし、普通の当番で出ていけば分

からないし、分かったとしても言い難いということもあるかと思うので自治会中で環衛連の役員方も、自治会長もそういったところへ出られるわけです。自治会でも話題にさせていただくようによろしくお願いします。

副会長： 分かりやすいステッカーについてもよくご相談して作っていただきたい。先ほど委員の方が言われたように市の広報誌、ごみダイエットなどにこういったところに注意してくださいと広報していくような工夫もやっていただきたいと思います。大変社会問題となって野放しできない部分だと思しますのでよくよく審議していただきたいと思います。

委員： この当初、宇部市でステーション回収の事業を始める時点からまず子供会他の集団回収、こちらを重点とする。いまだにその考え方は変わっておりません。だから集団回収の方が優先なのです。そのあとがステーション回収ということになります。業者にもそのことはよく言ってあります。

副会長： 集団回収される方、自治会、市とのその間の連携をどこかで図る必要があると思われまますし、今後、そういった仕組み作りを考えていかないといけないと思います。よろしくお願いします。他に何か。

委員： 今、新聞紙は、高いのですか。それが始めは読売だけだったのが読者の集めるのが今、朝日、毎日もやっているそうです。折込に今月の古紙の日は何日ですと入れられます。そしたら我々市民が言う行政の「古紙の日」と字が違いませんから業者に文句を言ったんですよ。勝手なことを書くなということ言ったんですけど。今、新聞販売店は、古紙回収をやっております。読者の登録制になっているののですが、家の前まで取りに来てくれるわけですからね。だからそれを出しているような形があります。少子化問題も関連しますが、各家庭に必ずしも子供がいるというわけではないので、余程きちっとした収集を指示しないと安易な方向に流れていくのではないかと。いろいろと回覧も日程表も回しますが、分別も含めてまだまだ徹底していない。その辺をもう少し広く話し合われるときはお願いしたいと思います。

委員： 雨が降ったら、濡れた新聞紙は、資源ごみではないのですよね。それが時には土砂降りの中で出ているときがあるのです。市の回収日も雨が降れば中止になりますが2か月分になるとたまりますから、拠点回収施設に持って行っています。濡れた古紙は、リサイクルできなくなることを、今一度広報なりで周知徹底してほしい。

事務局： 古紙の日に雨が降った場合でも回収は中止しておりません。住宅の事情によっては出されることもあります。雨の日のお問い合わせがあった場合は、できるだけ雨の日は避けて、次の古紙回収日に回されるか、集団回収していることころであれば、そういったところへ出していただくことをお願いしております。また、機会があれば周知もできればと考えております。

副会長： 資源リサイクルについて、さまざまな有益な意見が出ました。やはり、掛け声だけで資源リサイクルといっても、末端の方でかなり苦労されている様子が分かります。そういったことを一つ一つ解決するためにも、提案等を市として、事務局としても考えていただきたいと思います。他に何かご質問ご意見等ございません

か。ずいぶん議論が熱くなりましたが、以上のことをしっかりと受け止めて次の方策へといきたいと思っております。

それでは、議事の進行をさせていただきます。

次に審議事項「事業系ごみの減量化対策について」この件につきましては、山下環境部長、ごみ減量推進課師井課長、資料につきまして説明をごみ減量推進課植野係長に続けてご説明いただきまして、その後、委員の方からご意見、ご審議を仰ぎたいと思います。

環境部長：審議事項としまして、「事業系ごみの減量化対策」についての中で、ごみ処理手数料の改定について、審議していただきたいと考えております。ごみ処理手数料改定の目的と理由についてですが、まず第1点として、事業系ごみの減量ということです。このことにより、焼却場の安定的な処理の確保、埋立地の延命化を図ることです。第2点として、再資源化の推進と、事業系ごみのリサイクル業者等への誘導です。第3点として、ごみ処理原価等の現在の実態に合った処理手数料の設定です。

事務局：今回手数料見直しの必要性があるとした理由は、大きく3つあります。1つめは、事業系ごみの減量ですが、本市では、循環型社会形成を推進するために、当審議会の皆様にお諮りしながら様々な施策を実施してまいりました。ごみの発生抑制や再資源化を中心に協議をしてきました。しかしながら、資料2-2で、事業系可燃ごみについて、減量効果が現れておりません。平成14年4月から手数料改定と分別指導によりまして、一旦は、減量となりましたが、平成16年度からは、増加の一途をたどっています。今、ここで何らかの対策を取らなければ、このまま増加し続けることが予想されます。「事業系ごみ減量化対策」として、効果の期待できる手数料を見直す必要があるのではないかと結論に達しました。その主な理由として、1つ目として、焼却場の安定的な処理の確保、今の焼却施設については、ごみ分別の推進等によるごみの減量化を想定して、旧焼却施設の約3分の2の処理能力となっています。これ以上、可燃ごみが増加すると、効率的かつ安定的な維持管理に支障を来たす状況になっています。2つ目として、埋立地の延命化です。現在、新しい埋立地の建設が進められております。限りあるスペースですので、できるだけ長く利用するためにもごみの減量化が必要です。見直しの理由の2つ目ですが、再資源化の推進及びリサイクル業者等への誘導です。直接搬入可燃ごみの手数料と民間のリサイクル施設への持ち込みの料金には、差があります。この格差を少しでもなくすことにより、安易に燃やされていたものが、厨芥類（生ごみ）や、木材と剪定枝、段ボール等の古紙が、より民間のリサイクル施設へ誘導しやすくなり、民間企業の振興、支援・育成に寄与できるとともに、食品関係事業所の食品リサイクルが促進できると考えられます。3つ目ですが、ごみの処理原価等、現在の実態に合った処理手数料の設定ですが、現在の可燃ごみ処理手数料ですが、平成12年度の旧焼却施設の原価計算に基づいて、平成14年度から改定をしております。その後、平成14年末に今の焼却施設を供用開始しておりますので、今の手数料については、実際の処理施設の原価計算を反映したものとはなっておりません。そこで、それを含めて見直そうとするものです。

以上が、手数料見直しの主な理由です。

そこで、今まで事業系ごみの減量化対策について、どのように行なってきたかについて説明します。

**【事務局説明】『資料２－１』に沿って「事業系ごみ対策」について説明。**

**また『資料２－２』の「直接搬入可燃ごみの推移」について説明。**

副会長： ありがとうございます。ただいま事業系ごみの減量化対策について諮問がありまして、諮問理由とこれまでの取り組みの内容についてご説明をいただいたところです。委員の皆様からご意見、ご質問等を伺いたいと思います。

委員： 事業系ということですが、世の中の流れがごみを減らす方向にいつている中でなぜ事業系だけ徐々に上がってきているのかなというその辺の理由が分からないのでご説明をいただけたらと思います。

副会長： 事務局の方でお答えできますか。

事務局： すみませんが明確なお答えというのがなかなかできません。これだけの対策を取ってきているにもかかわらず、やはり増えている直接的な要因が何かというところかみきれていない状況です。一つには、景気の回復傾向というのものもあるかも知れませんが、これという明確なお答えはできないかと思えます。

今、中々その辺については、ということなのですが、事業系のごみにかかわらず、最近ごみというものについて、全般的に資源ごみも含めて、家庭用のごみも全般的にすべて増えている状況です。これが何に基づくものかというところとよく一般的に世の中の景気が良くなって購買力が上昇したからという説もあるでしょうが、根本的なものがこれだと自信もって言えるものはなかなかみつけにくいのですが、現象として間違いなくごみ全てが増えている状況にあります。

委員： 平成13年度が29,000t、平成14年度が22,000tと7,000tのこの差は大きいですね。資料2-2の平成13年度、平成14年度この要するに料金をいただくようにしたことだと思われそうですが、前の料金からどれだけアップしたのですか。

事務局： 平成14年の前回の改定では以前のレベルの倍に料金を上げております。それで20数パーセントの減量となっておりますが、改定と同時に分別を徹底するという、一緒に行なった効果です。

委員： 今の上がっていく年度の数字をみると上がってきている、そういった意味ですか。それともうひとつは、やはり17万人口の廃棄物の量はある程度のレベルは維持するのではないかという気がします。燃やせないごみの立哨の実感としてごみが減ったことは事実です。実感として感じます。だから分別収集になった当時は、とにかくあの時の後は、軽四一杯分ぐらい違ったような気がします。今はそんなにありません。そういうふうには平成13年度は29,000t、平成14年度は22,000t。これは、ここに搬入することが減っただけで不法投棄につながったかもしれないし、今の建築材の廃材をチップ化して利用することなど取り組まれているようですが、そういう形である程度の水準にいったら2～3年ないし

ぐらいのスパンで見ないと、去年から、今年から増えたと端的に見て、減る方策はないかというところとちょっと考え方がどうかと思いますがどうでしょうか。

副会長：事務局の方でお願いします。

事務局：今おっしゃられたことは理解できるのですが、確かに増え始めて3年ですね。今までと同じような状況でいろいろな施策に当然継続的に取り組んでいくつもりでおります。しかし緊急な課題と申しましょうか、いわゆる焼却施設も今アップアップの状態、埋立地も新しい埋立地を作っておりますし、平成20年度供用利用開始という状況の中でできるだけ長く使う必要がある。そういったことを考えたときに、減量化はとにかく緊急の課題としていろいろな手立てを組みながら行ったのですが、なかなか今から将来に渡っても果たして減らすことができるだろうかというところと市も心配しているところです。やはり、ごみの減量化ということは、言い換えればごみを的確に分別していただければ、今、安易に可燃ごみの中にまだまだ資源として活用できるものも随分、組成を先ほど見ていただいたのですが、厨芥類や紙、木材、剪定したもの、色々再利用できるものもありますし、基本的に分別できるものは分別を行ない、新しい資源として再利用することも積極的にやる必要があります。先程説明したことの繰り返しになりますが、今の手数料は、旧焼却場をベースにした手数料になっているので、改定後に、現在の焼却施設ができましたので、原価計算を的確にきちっとして、そして皆様方に負担を事業者の方に負担をしていただくようにするのであれば、続けての改定ということもあつたでしょうが、そういうことは、また負担を二重に強いるということでは御座りませんし、今回については、今の施設に合った原価計算の元での手数料を再度計算し直すのもいいのではないかとということで今回の発想というか、考えに至りました。以上です。

委員：今、平成12年度で旧焼却施設での原価計算ということでしたが、今現状で今の運転の維持管理の費用どれだけの費用がかかっているのかということと、今現状の手数料がいくらなのかということをお話なければ、皆さん分からないのではないかとおもうのですが。

事務局：現状の平成18年度原価計算では、1t当たり21,390円53銭ということになっております。それと手数料は、1t当たり10,000円と消費税ということになっております。

平成12年度の焼却施設における原価計算ですが、1t当たり12,655円79銭となっております。現行手数料は先ほど説明があつたように1t当たり10,500円となっており、前回はその半分ですから1t当たり5,250円となっております。

委員：先ほどの直接搬入可燃ごみの平成13年度からの推移を見て、ずいぶん14年度、15年度と下がっておりますが、それからじわっと16年度、17年度、18年度と上がっておりますが、どうも気になりますね。こんなに13年度から14年度そういう手を打ってそんな効果を得ているのだつたら、上げることを検討してもいいのではないかと思います。ただひとつ問題があるのは、収集運搬許可業者として運搬するのに費用がどんどんかかるということで、その手数料を排出元の

事業所が負担するものであればいいのですが、収集運搬業者が負担するようになってくるのではないかということで、排出元事業所は手数料改定などそんなことは知らないとなると、収集運搬業者が厳しい立場になることが少し懸念されます。どちらにしても、今月が環境月間ということで宇部市にとっても北九州を目指して日本一になろうと一生懸命努力しているわけで、このグラフを見てちょっと気になる点もあるということは、やはり料金を値上げする方向で考えるべきだろうとは思いますが、そういういろいろな問題を考え合わせて、適正な料金ということを検討すべきではないかと思います。

副会長： ただ今、委員からありました懸念の分ですね、中間に入る回収業者に負担がかかる恐れがあるのではないかということに対する事務局側の対応はどのようなことを考えられておられるでしょうか。

事務局： 今おっしゃられたことは、手数料の値上げ分が収集運搬許可業者と排出元事業者との実際なされておる契約に反映されないと、収集運搬業者の負担が増すということであろうと思います。廃棄物処理法によると、事業活動に伴って排出される廃棄物については、排出元事業者自らの責任において処分しなくてはならず、また再利用等による減量化に努めることも含めてその適正処理の確保等については、市町村に協力しなければならないと、これは市の条例に規定されています。このことにつきましても、収集運搬許可業者への委託処理につきましても基本的には排出元の事業者の責任であろうと思いますので、これも含めて実際の排出元の事業者の方にこの趣旨をしっかりと説明して、事業所訪問するなり各市の施設でのいろいろな窓口での説明等、いろいろな啓発活動も含めて理解を求めていくことがぜひ必要だろうと考えております。

副会長： ありがとうございます。他に質問は。

委員： 搬入のところの表を見たときに17年度、18年度が少し多くなっておりますが、これは楠町との合併との影響が多少あるのかという第1点ですね、業者が郡部ですからないのかも分かりませんが直接搬入というところでちょっと分からないですがそれが第1点。それから今日は、上げるか上げないかということだけなのか、何も資料がないのでよく分からなかったのですが、いくらをいくらにしようとしているのか、どれぐらいの減量を期待してこのようなことを提案されているのか、まったく分からないので、ただ単に皆様が賛成をされたら具体的な検討に入ってくださいということなのか、その辺りが明確でないのでどうでしょうか。それからこれは、業者だけでなく一般ごみ、家庭ごみの搬入の時のことですが、分別をきちっとして、燃えるものでなくてリサイクルできるものはリサイクルしようということで一般の方は非常に厳密すぎるくらい厳密に地域で分別しておりますね。それが、たとえば引越しだけではなく、たくさん荷物が出たからということで搬入します。家庭の普通の車できれいに分別して持って来ても、トンで計られるだけであちらへ行って捨ててくださいと言って、本とか分別していても炉の中へ投げ込んでいくような形で、まったく分別をする必要がないと何度か聞いております。そういうことがあるのかどうかということと、それから私だけでなく他からも聞くことがあります。ここに持って来た時に自分で搬入し

たごみがどれだけきちっとそれぞれのところに持っていくようになっているのか、あるいはそのぐしゃぐしゃのまま持っていってもまったく変わらないということをよく聞きますが、分別をしなくても、とにかく重さだけでこちらで取っていただいているのかどうか、炉に投げ込んでいるということだと、それが業者の方々においても同じだろうと、もっとたくさんのごみですから、そういうところの処理の仕方も大切なことではないかと思えます。その辺りをご説明いただければと思います。

事務局： 焼却場の方に直接搬入されて、その時点できちんと古紙などの資源ごみに分別されていて、車一台で搬入された場合は、リサイクルプラザの受付が別にありますので、先に焼却場に来られた場合は、先に資源ごみ等以外を投入していただいて、資源ごみ等は、リサイクルプラザへ誘導しております。

委員： 分別をしなくても、家庭ごみの中にいろいろなものを普通であれば分別して出すのですが、指定袋の中にさえ入っていれば、たとえ搬入してきたものは分別をしなくても受け取られるわけですね。指定袋の中にさえ入っていれば分別しなくても燃えるごみは燃えるところに持って行けばいいと、そしてびんなど色々なものに分けたりしますが、そんなにあんまりしなくてもその捨てるところに捨てればいいと言うことを聞くのです。

事務局： こちらには、透明なビニール袋で搬入をしていただいておりますが、なぜ透明なビニール袋かと申しますと、やはり中に資源物が入っていないかというチェックをさせていただくために透明にさせていただいております。それで、もしそういった資源物が見受けられましたら、当該投入に関しては無理かもしれませんが、指導という形で、次回からは資源物に分別の上、搬入していただくことを指導しております。

委員： ぜひそこはきちっとされないと、持って行ったら分別されなくてもいいよ、とよく聞くのです。私自身もそういう経験を私の家庭でもしておりますので、やはり、ある程度そういうところを統一して、見られたときただ計量するだけでなく、分別してもらおうような工夫もいるのでは、そういうものでないと受け取れませんとか、業者の方はたくさんなので難しいのかも知れないけれども、やはりそういう指導をしていかないと、ただ価格を上げていくだけではいけないと思えますし、必要であれば、もちろん価格を上げていかないといけないでしょうけれど、先ほどの元に戻りますが、それはそれとしてよろしく願います。それからどれぐらいの減量をこの度の改定で期待しているかということ、価格にもよりますが今後の課題ということで、今日はとにかく上げるかどうかということだけですか。

事務局： お答えします。この問題は今日一日で終結ということは考えておりません。それで今回につきましては、見直しとしてある程度一定の値上げも含めて方向性、値上げやむなしという方向性のある程度示していただきましたら、次回には、もう少し値上げ案というか、今回の値上げに伴うコンセプト・考え方を具体的に市の方から提案させていただきたい、このように考えております。

副会長： はい。今までご意見等いろいろ伺いましたけれども、改定そのものに対して反対

というようなご意見は聞いていないのですが、私の方からもひとこと言わせていただきます。先程から事業系ごみの増加傾向というのがありますが、グラフから見るとなかなか見えにくいのですよね。それよりも大事なことは、先ほど一番最初に昨年度の処理状況の説明がありました。その時に燃やせるごみの44%が直接搬入ごみという説明がありました。つまり約半分です。もっと極端に言えば、半分の方は、市民、半分が事業系というふうに取りかねられないですね。市民の方については、先程からあるように、台所ごみの水切りであるとか、指定袋であるとかかなりいろいろやっていただいています。それに対して事業系ごみはどうかというと、これについても、これまでどういう対策を取った、優良事業所の対策を取ってきたという説明がありましたが、実際、先程お話がありましたように、分別に疑問が、あるいはただ単に透明袋に入れれば投げ込んでいいわけですね。これを監視する側にとっても細かく中まで監視することは大変なことですよね。そうしてみると、できればリサイクルできるものは、きちんと分けて、そして、リサイクルの方も推進できて、そしてこちらに入ってくるのも先ほどあったような厨芥類とか、そういった処理厄介なものあんまり入らないように本当にしたいものだと思います。その上で、料金改定が有効なのかどうかというふうに考えていくことがいいかなと思います。一つ質問なのですが事務局側で今回の改定を提案されていますが目標ですね、改定によってどのくらいの減量を目標とされているのか、もし数値があれば教えていただきたいと思うのですが。

事務局： これにつきましては、次回にと考えておりましたが、事務局の思いとして聞いていただきたいと思います。基本的には減量するというのを一番大きな理由として掲げております。そうした中でお手元にお配りしています資料の最後に直搬ごみの推移の棒グラフがあります。これが一番分かりやすいので、これで説明させていただきますと、前回の改定があって一番減量効果があったいわゆる平成15年当時の22,000t、この数字は、平成17年度に宇部市が作成しました本市の一般廃棄物処理基本計画の平成20年度の目標値22,433t、これとほぼ一致しております。そういう意味でこの22,000tを目標として値上げ幅も含めて検討していただきたいと考えております。この辺りを目指したいと考えております。

副議長： ありがとうございます。  
他に何かご意見等ございますか。  
特にないようでしたら、これまでの意見をまとめまして、今回の諮問に関して、料金改定について、審議会としては了承するというにしたいと思いますが、ご異議はないでしょうか。はい、ありがとうございます。  
それでは、今後の予定をお伺いしたいのですが、今日の審議をもって、次はどのように事務局の方で考えているかお知らせください。

事務局： 先ほど若干触れさせていただきましたが、第2回目につきましては、もう少し私ども見直しの考え方を皆様方に説明をさせていただきまして、実際の具体的な案を中心にどの程度の値上げ幅が適切かという事を皆様方に審議していただきたいと考えております。それと一応次回の開催予定日もある程度事務局で決めさせ

ていただければと思いますが、来月の7月27日の金曜日に時間と場所は今日とまったく一緒に2回目を開かせていただきたいと思いますと考えております。

副会長： ありがとうございます。次回が7月27日の金曜日ということでこの日に具体的な案を提示していただきまして委員の方に審議していただくという形になるかどうかと思います。27日が都合が悪いという方おられますか。欠席の予定がある方は、事前に資料をお配りすることがあろうと思います。その時に私か、事務局まで意見をお寄せいただくようお願いしたいと思います。それで対応したいと思いますのですがよろしいですかね。

事務局： そういうことでもし何かございましたら、事前に事務局に申し出て頂ければ、当日に皆様の前で代わりに欠席される予定の方の意見につきましては、責任をもって発言させていただきます。

副会長： ありがとうございます。それでは、その他の事項に入りたいと思います。その他の事項として事務局からお願いします。

事務局： その他として今日御欠席された委員の方から連絡をいただきました。山口大学では、エコファイターズの学生さんがいろいろと環境活動をされていますが、紙パックの回収を始められたということで皆様にお知らせだけ願いたいとメールをいただきましたので、配らせていただきます。

副会長： 委員の方からその他の意見等お伺いしたいのですが、何かこの場で発言をしておいた方がいいということがございましたらお願いします。

事前に議事録を送って、その後ホームページ掲載という形になっておりますのでぜひご確認をしていただきたいと思います。今回も議事録について触れていませんが、委員の方で議事録について中身にちょっと間違いがあるとかありましたらぜひご連絡をお願いします。

事務局： 議事録のお話が出ましたので申し上げたいと思います。次回の日程がある程度決まりましたので、それに伴って事前に2回目の資料と今日の議事録を案内とともに同封したいと思います。中に間違いや問題点がありましたら、2回目のときにおっしゃっていただいて、ホームページの方に立ち上げるようにしておりますのでよろしくをお願いします。

副会長： それでは、2回目のときに議事録確認を行うようにしましょう。  
特に他にないようでしたら今日の審議会は閉会としたいと思います。  
本当に今日はいろいろとご意見をいただきまして大変ありがとうございました。